

公益社団法人電気化学会役員の報酬等に関する規則

(目的及び意義)

第1条 この規則は、公益社団法人電気化学会（以下「本会」という。）定款第31条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、常勤及び非常勤の理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。

(報酬等の支給)

第3条 本会は、役員の職務執行の対価として報酬を支給しない。

- 2 役員には、役員賞与を支給しない。
- 3 役員の退任に当たって、退職慰労金を支給しない。

(公表)

第4条 本会は、この規則をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第5条 この規則の改正は、総会の議決により行うものとする。

附 則

この規則は、公益社団法人の設立の登記の日から施行する。